

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示案に関する意見募集の結果について

令和8年2月16日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示案に係るパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、24件のご意見を頂きました。頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ① 募集期間：令和7年12月19日～令和8年1月19日
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール、FAX及び郵送

2. 提出意見数

24件

3. ご意見の概要及びご意見に対する考え方

別紙のとおり

4. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課 意見募集担当

電話番号（直通） 03-5253-8604

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42532）